

山口学芸大学履修方法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口学芸大学学則(以下「学則」という。)第31条の3第5項の規定に基づき、教育課程、科目の履修方法、卒業要件等に関し必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 教育課程は、山口学芸大学(以下「本学」という。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第4条に定める区分に従って体系的に編成するものとする。

2 本学教育学部教育学科(以下「本学科」という。)の各専攻の授業科目、単位数、必修・選択の別、各科目が属する科目群等は、学則別表1のとおりとする。

3 進級要件は、別に定める。

第3条 削除

(授業科目)

第4条 授業科目の種類は、教養科目及び専門科目に、必修科目及び選択科目を置く。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(学校保健安全法第19条に基づく出席停止と授業の取扱い)

第5条の2 学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患したと医師から診断を受けた場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止とする。

2 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条に定められた期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとする。

3 出席停止期間の授業は欠席扱いとせず、当該授業に相当する学修を課すなどの教育的配慮を行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第6条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(GPAの適用)

第6条の2 学則第35条第2項に定めるGrade Point Average(以下「GPA」という。)は、学則第33条第5項及び第6項に定める履修科目の登録の上限等に適用する。

(履修方法)

第7条 卒業資格を得るには、本学に4年以上在籍し、必修科目及び別表第1に示す最低単位数を、各科目群についてそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の修得単位数のほか、他専攻の授業科目を履修して修得した単位数は、50単位を上

限として、卒業要件単位に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第7条の2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、原則として54単位とする。ただし、学則第40条第2項に規定する免許状及び学則第41条に規定する資格を得ようとする者は、この限りでない。

2 山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程(以下「GPA 運用規程」という。)に定める年度 GPA が前年度において3.0以上である者は、次年度において前項本文に定める上限を超えて履修科目の登録をすることができる。その場合、最大単位数は別に定める。

(長期履修)

第8条 長期履修の場合は、学修に支障がない範囲内で教育課程の年次の区分にかかわらず履修することができる。

2 長期履修の場合の年間履修単位数の上限は30単位(卒業単位に含まれないものを除く。)とする。

3 長期履修については、別に定める「山口学芸大学長期履修学生に関する規程」のとおりとする。

(教育職員免許状)

第9条 本学科各専攻において取得できる教育職員免許状の種類は、原則として別表第2のとおりとする。

2 削除

3 特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)を取得しようとする者は、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状のいずれかを基礎資格とする。

(所要資格を得るための課程)

第10条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、学士の学位を有するとともに、教育職員免許法施行規則に基づき、次に示す科目についてそれぞれ所定の単位を修得しなければならない。

2 前条第1項に定める免許状の授与を受けようとする者については、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める授業科目を別表第3のとおり修得するものとする。

3 幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を得るための課程は、別表第4のとおりとする。

4 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を得るための課程は、別表第5のとおりとする。

5 中学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を得るための課程は、別表第6のとおりとする。

6 高等学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を得るための課程は、別表第7のとおりとする。

7 特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)授与の所要資格を得るための課程は、別表第8のとおりとする。

(介護等体験)

第11条 小学校及び中学校の普通免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づく特別支援学校及び社

会福祉施設等で介護等の体験を行わなければならない。

(保育士資格)

第12条 保育士資格を得ようとする者は、卒業資格を得るとともに、児童福祉法施行規則に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

2 削除

3 保育士資格を得ようとする者の所定の単位は、別表第9のとおりとする。

4 学生定員は、本学学則第5条のとおりとする。

(教育実習等)

第13条 教育実習等の履修に関しては、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年12月10日から施行し、令和2年9月24日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月25日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、別表第1、別表第3及び別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

		科目群	最低修得単位数
初等幼児教育専攻・英語教育専攻	教養科目	リベラルアーツ	「データ科学と社会Ⅰ」、「データ科学と社会Ⅱ」、もしくは「情報処理」、および「大学教育基礎演習」を含む20単位
		文系DX	
	専門科目	学科目	「教育原論」、「教育制度論」、「特別支援教育概論」、「教育課程論」、「ICTを活用した教育の理論と方法」、「教育相談」を含む65単位
		子ども学	「子ども実地研究Ⅰ」、「子ども実地研究Ⅱ」もしくは「地域課題解決演習(PBL)Ⅰ」、「地域課題解決演習(PBL)Ⅱ」、および「子ども表現実践演習」を含む7単位
		グローバル学	
		DXによる地域課題解決	
		教育実習	
		保育実習	
		実践演習	
	ゼミナール	「卒業研究」4単位	
修得単位数の合計		124単位	

別表第2

学部・学科	専攻	免許状の種類
教育学部 教育学科	初等幼児教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域（以下、「知・肢・病」という。））
	英語教育専攻	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）

別表第3

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する本学開設授業科目		
科目	単位数	科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	体育〈講義〉	1	
		体育〈実技〉	1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	2	

数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理	6	2 (※1)
		データ科学と社会 I		1 (※2)
		データ科学と社会 II		1 (※2)
計	8	計	6	4

注1 (※1) から1科目 (2単位) もしくは (※2) から2科目 (2単位) を履修する。

別表第4

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目	単位数	
				必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	保育内容の理解と方法・健康 I	1	1
			保育内容の理解と方法・健康 II		
			保育内容の理解と方法・人間関係	1	
保育内容の理解と方法・環境			1		
保育内容の理解と方法・言葉 I			1	1	
保育内容の理解と方法・言葉 II					
保育内容の理解と方法・音楽表現			1		
保育内容の理解と方法・造形表現			1		
子どもと芸術表現 I			2		
子どもと芸術表現 II			2		
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容の指導法・健康	1			
	保育内容の指導法・人間関係	1			
	保育内容の指導法・環境	1			
	保育内容の指導法・言葉	1			
	保育内容の指導法・音楽表現	1			
	保育内容の指導法・造形表現	1			
	保育内容指導法				2
	小計	16	4		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	幼児教育概論	2	
			教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	

	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
			小計	13	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論	2	
			ICTを活用した教育の理論と方法	2	
	幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
			小計	7	0
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導（幼・小）	1	
			教育実習（幼・小）Ⅰ	2	
			教育実習（幼・小）Ⅱ	2	
			小計	5	0
	教職実践演習	2	教職実践演習		2（※）
			保育・教職実践演習（幼稚園）		2（※）
			小計	0	4
大学が独自に設定する科目		14	子ども表現実践演習	1	
			ピアノ奏法Ⅰ		1
			即興伴奏法Ⅰ		1
			子どもと福祉		2
			子どもの遊びと心理		2
			生活		2
			特別活動の指導法		2
			小計	1	10
	計	51	計	42	18

注1 選択科目から9単位選択必修。

注2 （※）の中から各1科目（2単位）以上を履修する。

注3 「大学が独自に設定する科目」の14単位は、同欄記載の科目に加えて、最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の単位数の合計が、14単位以上であることを示す。

別表第5

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科 目	単位数	
				必修	選択

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	国語（書写を含む）	2	
			社会		2
			算数		2
			理科		2
			生活		2
			初等音楽		2
			図画工作		2
			家庭		2
			初等体育		2
			初等英語		2
			英語音声学		2
			第二言語習得論		2
			Creative English I		2
			異文化理解		2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語科教育法	2	
			社会科教育法	2	
			算数科教育法	2	
			理科教育法	2	
			生活科教育法	2	
			音楽科教育法	2	
			図画工作科教育法	2	
			家庭科教育法	2	
			体育科教育法	2	
			英語科教育法（小・中）	2	
			小計	22	26
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
			小計	11	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法	2	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	
	教育の方法及び技術		教育方法論	2	

教育相談等に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICTを活用した教育の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	13	0
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導(幼・小)		1(※1)
			教育実習(幼・小) I		2(※1)
			教育実習(幼・小) II		2(※1)
			教育実習指導(小・中)		1(※2)
		教育実習(小・中) I		2(※2)	
		教育実習(小・中) II		2(※2)	
		小計	0	10	
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	
			小計	2	0
大学が独自に設定する科目		2			
計		59	計	48	36

注1 「教科に関する専門的事項」の選択科目の中から8単位選択必修。

注2 (※1) または(※2)の組み合わせで合計5単位を履修する。

注3 「大学が独自に設定する科目」の2単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」について、最低修得単位を超えて履修した単位数の合計が2単位以上であることを示す。

別表第6

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科 目	単位数	
				必修	選択

教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門的事項	28	英語学概論	2	
			英語史		2
			英文法演習		2
			英語音声学		2
			第二言語習得論		2
			英語文学概論	2	
			Creative English I	2	
			Creative English II		2
			Applied English I		2
			Applied English II		2
			Basic English Expression		2
			Intermediate English Expression		2
			Upper-Intermediate English Expression		2
			Advanced English Expression		2
			異文化理解	2	
	各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）		英語科教育法（小・中）	2	
			英語科教育法Ⅰ	2	
			英語科教育法Ⅱ	2	
			英語科教育法Ⅲ	2	
			小計	16	22
教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	10	教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役 割・職務内容（チーム学校運 営への対応を含む。）		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度 的又は経営的事項（学校と 地域との連携及び学校安全 への対応を含む。）		教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する 理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の 方法（カリキュラム・マネジ メントを含む。）		教育課程論	2	
			小計	11	0
道徳、総 合的な学 習の時間 等の指導 法及び生	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法	2	
	総合的な学習の時間の指導 法		総合的な学習の時間の指導法	1	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	
	教育の方法及び技術		教育方法論	2	

徒指導、 教育相談 等に関する 科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICTを活用した教育の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	13	0
教育実践 に関する 科目	教育実習	5	教育実習指導（中・高）		1(※1)
			教育実習（中・高）Ⅰ		2(※1)
			教育実習（中・高）Ⅱ		2(※1)
			小計	0	10
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	
			小計	2	0
大学が独自に設定する科目		4			
計		59	計	42	32

注1 「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目から12単位選択必修。

注2 (※1) または(※2)の組み合わせで合計5単位を履修する。

注3 「大学が独自に設定する科目」の4単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」について、最低修得単位を超えて履修した単位数の合計が4単位以上であることを示す。

別表第7

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び 教職に関 する科目	左項の各科目に含めること が必要な事項	最低 修得 単位数	科 目	単位数	
				必修	選択

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	英語学概論	2	
			英語史		2
			英文法演習		2
			英語音声学		2
			第二言語習得論		2
			英語文学概論	2	
			Creative English I	2	
			Creative English II		2
			Applied English I		2
			Applied English II		2
			Basic English Expression		2
			Intermediate English Expression		2
			Upper-Intermediate English Expression		2
			Advanced English Expression		2
			異文化理解	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		英語科教育法Ⅰ	2	
			英語科教育法Ⅱ	2	
			英語科教育法Ⅲ		2
			小計	12	24
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
			小計	11	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	総合的な探究の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	
	教育の方法及び技術		教育方法論	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICTを活用した教育の理論と方法	2	

等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	11	0
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習指導（中・高）	1	
			教育実習（中・高）Ⅰ		2（※）
			教育実習（中・高）Ⅱ		2（※）
			小計	1	4
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	
			小計	2	0
大学が独自に設定する科目		12	英語科教育法（小・中）		2
			道徳教育の指導法		2
計		59	計	37	32

注1 選択科目から22単位選択必修。

注2（※）の中から1科目（2単位）以上を履修する。

注3 「大学が独自に設定する科目」の12単位は、同欄記載の科目に加えて、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の単位数の合計が12単位以上であることを示す。

別表第8

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する本学開設授業科目		
特別支援教育に関する科目			科 目	単位数	
				必修	選択
最低 修得 単 位 数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育総論	2	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2	
			肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
			病弱児の心理・生理・病理	2	
		発達障害の心理アセスメント	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	16	知的障害教育論	2	
			肢体不自由教育論	2	
			病弱教育論	2	

	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 		知的障害教育指導論	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 	5	発達障害・重複障害教育総論 視覚障害児教育総論 聴覚障害児教育総論	2 2 2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習指導 特別支援教育実習	1 2	
計		26		27	0

別表第9

(1) 厚生労働省告示第198号第1条第3号に掲げる教養科目として、外国語1科目2単位、体育2単位を含む8単位以上を修得しなければならない。

告示第198号による教科目		本学における教科の開設状況等			
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
				必修	選択
教養科目	外国語、体育以外の科目	日本国憲法	講義		2
		心理学	講義		2
		情報処理	演習		2
		音楽概論	講義		2
		美術概論	講義		2
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	演習		2
		英語コミュニケーションⅡ	演習		2
体育	体育<講義>	講義	1		
	体育<実技>	実技	1		
10単位以上		計		2	14

(2) 厚生労働省告示第 198 号別表第 1 に掲げる必修の教科目について修得しなければならない。

告示第 198 号別表第 1 による教科目		本学における開設授業科目				
系 列	教科目(必修科目)	左に対して開設されている教科目	授業形態	単位数		
				必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	2		
	教育原理	教育原論	講義	2		
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	社会福祉	講義	2		
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	2		
	社会的養護 I	社会的養護 I	講義	2		
	保育者論	保育者論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育の心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	1		
	子どもの保健	子どもの保健	講義	2		
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	保育の計画と評価	講義	2		
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1		
	保育内容演習		保育内容の指導法・健康	演習	1	
			保育内容の指導法・人間関係	演習	1	
			保育内容の指導法・環境	演習	1	
			保育内容の指導法・言葉	演習	1	
			保育内容の指導法・造形表現	演習	1	
	保育内容の理解と方法		保育内容の理解と方法・健康 I	演習	1	
			保育内容の理解と方法・人間関係	演習	1	
			保育内容の理解と方法・環境	演習	1	
			保育内容の理解と方法・言葉 I	演習	1	
	乳児保育 I	乳児保育 I	講義	2		
	乳児保育 II	乳児保育 II	演習	1		
子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1			
障害児保育		障害児保育 I	演習	1		
		障害児保育 II	演習	1		
社会的養護 II	社会的養護 II	演習	1			
子育て支援	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習 I	保育実習 I	実習	4		

	保育実習指導 I	保育実習指導 I	演習	2	
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	
合 計				51	0
最低修得単位数 (告示第 4 条の一による)		51 単位			

(3) 厚生労働省告示第 198 号別表第 2 に掲げる系列のうちから 9 単位以上を修得しなければならない。

告示第 198 号別表第 2 による 教科目		本学における開設授業科目				
系 列	教 科 目	左に対応して開設されている教科目	授業 形態	単位数		履修条件
				必修	選択	
保育の本質・ 目的に関する科目		子どもと福祉 幼児教育概論	演習 講義		2	
					2	
保育の対象 の理解に関する科目		子どもの遊びと心理	演習		2	
保育の内容・ 方法に関する科目	各指定保育士養成 施設において設定	保育内容の理解と方法・健康Ⅱ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・言葉Ⅱ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・音楽表現	演習		1	
		保育内容の理解と方法・造形表現	演習		1	
		保育方法論	講義		2	
		保育内容の指導法・音楽表現	演習		1	
		ピアノ奏法Ⅰ	演習		1	
		即興伴奏法Ⅰ	演習		1	
保育 実習	保育実習Ⅱ又は保 育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ	実習 実習		2 2	2 単位以上
	保育実習指導Ⅱ又 は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ	演習 演習		1 1	1 単位以上
合 計					21	
最低修得単位数 (告示第 4 条の二による)		9 単位以上				